

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行所 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2024年（令和6年）

October

10月号

鹿児島県最低賃金時間額953円で決定



上場高原にて（出水市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県最低賃金時間額953円で決定	2
災害に学ぶ ～機械を停止せず、 稼働部に近づくことなかれ～	2～3
最低賃金上げの支援策について	4
年収の壁・支援強化パッケージ	5
育児休業や短時間勤務の 利用期間中の業務代替を支援します	6
令和6年8月末（速報値）業種別死傷災害発生状況	7
がん患者など長期療養者の就職支援について	8

外国人労働相談コーナー（ベトナム語）のご案内	9
中小企業退職金共済制度のご案内	10
公益財団法人産業雇用安定センターのご案内	11
さんぽセンターからのご案内	12
石綿（アスベスト）の事前調査について	13
令和6年度鹿児島地区出張特別試験の結果発表	13
第83回全国産業安全衛生大会 I N 広島のご案内	14
安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修のご案内	15
令和6年12月の講習開催のご案内	16

さくらじま

せっかくの機会ですのでこの場を借りて、子育て中の立場から皆様に日頃抱えている感謝の気持ちについて、御礼申し上げたいと思います。（この場が適切でなかったら申し訳ございません。）

現在、1歳半の子育て中ですが、公共の場やお店等で店員さんだけでなく、他のお客様からもご配慮いただくことが多かったり、子供が無料で遊べる公園・屋内施設の充実、育休を始めとする職場環境の整備、行政の各種の子育て支援施策等々、目に見えて支援・配慮いただけているのを実

感しており、本当に助かっているという感謝の声を是非届けたいと思っておりました。

自分自身もこの環境を支えてまいりたいと思いますし、子供にも恩返しの心が備わって欲しいと切に願っております。

ご飯には見向きもせず、拾ったゴミを満面の笑みで食べようとしている子供の姿を見ていると一抹の不安がよぎりますが、おそらくその笑みは皆様への感謝の現れだと思うことにします。

鹿児島県最低賃金 時間額953円で決定（10月5日発効）

必ずチェック！最低賃金！

鹿児島労働局賃金室

鹿児島地方最低賃金審議会（松枝千鶴会長）は、8月9日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額897円から56円引き上げ、953円に改正するよう鹿児島労働局長に答申しました。

この答申は、7月5日に鹿児島労働局長からなされた鹿児島県最低賃金の改正について調査審議を求める諮問に対する答申であり、同審議会において、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員により、現下の最低賃金を取り巻く状況や最低賃金の原則を踏まえ、精力的かつ慎重な審議を重ねた結果、得られた結論です。

この答申を受けて、鹿児島労働局長は、公示などの手続きを経て、答申どおり時間額953円に改正する決定を行っており、改正額は10月5日に発効します。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを問わず、鹿児島県内で働くすべての労働者に適用されます。

また、これと特定（産業別）最低賃金の両方が適用さ

れる場合には、高い方の金額で計算した賃金を支払う必要がありますので、適切な対応をお願いします。

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、①「業務改善助成金：生産性向上のための取組を支援」、②「専門家派遣・相談等支援事業：ワンストップ＆無料の相談・支援」、③「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）：業種別団体の賃金底上げのための取組を支援」などがあります。①に関しては「業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）」及び「鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）」まで、②に関しては「鹿児島働き方改革推進支援センター（0120-221-255）」まで、③に関しては「鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8446）」まで、お気軽にお問い合わせください。

鹿児島県最低賃金



業務改善助成金



災害に学ぶ

**機械を停止せず、稼働部に
近づくことなかれ。
＝基本を守って安全作業＝**

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

令和5年に鹿児島県で発生した休業4日以上労働災害は2,240件にのぼります。（新型コロナウイルス感染症を除く。）そのうち、機械等に挟まれ・巻き込まれた災害は207件発生しており災害全体の約1割を占めています。

災害の原因となった機械は大型のものから小型のものまで種類は様々で、大きい機械のみが危険というわけではありません。小型であるにもかかわらず手の指を切断する力を備えた機械は多数存在します。

また、最近では、インターロック等の安全装置を備えた機械が増えていますが、安全装置を備えていない機械も少なくありません。さらに、せっかく設置していた安全装置が故障した状態で使っているケースも見受けられます。

今回は、機械による挟まれ・巻き込まれ災害を紹介します。

【災害事例】

圧縮機（回収した廃棄物を圧縮し、長さ1m×幅1m×高さ1m、重量約1トンの塊を作る機械）（図1・図2参照）から異常を知らせるブザーが鳴り停止したため、被災者が対応に向かいました。その後、被災者はしばらく経っても戻って来ませんでした。そのため、同僚が確認に向かったところ、突然圧縮機の方から叫び声がしたため、圧縮機内部（圧縮室）を確認しました。すると、圧縮された廃棄物の塊と、廃棄物を圧縮する板（圧縮板）の間に被災者が挟まれた状態で発見されました（図3参照）。

圧縮室には光線式センサーが設置されており、圧縮室内に溜められた廃棄物が光線を遮ると、圧縮板が作動し、廃棄物の圧縮が開始される仕組みになっていました。

圧縮機には、圧縮室内に入るための点検口が設けられていました。この点検口には、インターロック付き可動式ガードが設置されており、点検口が開いている間は、圧縮室内の圧縮板が動かないよう設定していました。し

かし、当該ガードは、本件災害の約2年前に誤って配線を切断し、その後修理していなかったため機能していませんでした。

圧縮機には操作盤があり、トラブルが発生した場合、その内容が表示されます。また、操作盤には非常停止ボタンのほか、動力遮断装置が設けられており、備え付けの鍵を「切」にすると動力が遮断され、機械が完全に停止する仕組みになっていました。

災害発生時の目撃者はいませんでしたが、発見時の状況から災害発生状況は以下の通りであると推測されます。

被災者は、圧縮機から異常を知らせるブザーが鳴ったため、原因を確認するため一旦操作盤に向かいました。

操作盤でトラブルの内容を確認すると、圧縮室内で作業を行うため、被災者は点検口から圧縮室内に入りました。この時、被災者は非常停止ボタンを押しておらず、また、操作盤の鍵を操作して圧縮機の動力を遮断することも行っていませんでした。

そのような状況下で被災者が圧縮室内で作業を行っていた際、身体の一部がセンサーの光線を遮ってしまいました。

加えて、点検口は開けっ放しにしていたのですが、点検口に設置されたインターロック装置は機能していませんでした。そのため、圧縮板が稼働し、被災者は既に圧縮されている廃棄物の塊と、圧縮板の間に挟まれ被災しました。

なお、被災者はこの工場の責任者で自ら作業員に対して、圧縮室内に入る際の注意事項として、①圧縮機が不意に起動しないよう操作盤の鍵を「切」にして動力を遮断し、操作盤から鍵を抜くこと、②他の作業員が誤って動力を入れることのないよう、圧縮室内で作業する者が鍵を携帯することについて、会議等の場で口頭により指導していました。一方で、作業手順書は作成していませんでした。

（災害発生原因）

- ・圧縮機の運転を停止しないまま圧縮室内で作業を行ったこと。
- ・圧縮室内で作業を行う場合、機械の運転を停止するルールが守られていなかったこと。
- ・圧縮機の安全装置が機能していなかったにもかかわらず、修理をしていなかったこと。

（再発防止対策）

- ・圧縮室内で作業を行う際は、確実に圧縮機の運転を停

止すること。

- ・作業手順書を作成し、労働者に対して周知を行うこと。
- ・作業員に対して定期的に安全教育を行うこと。
- ・安全装置が機能を喪失した場合は、速やかに修理・復旧を行うこと。

図 1

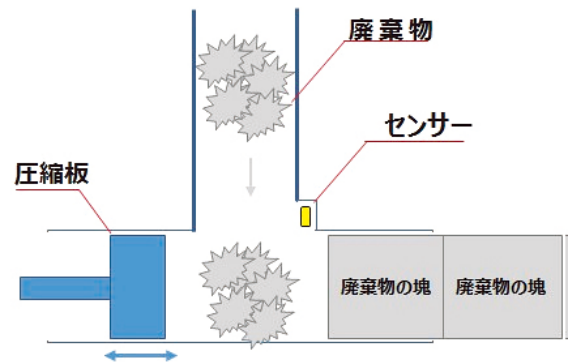


図 2

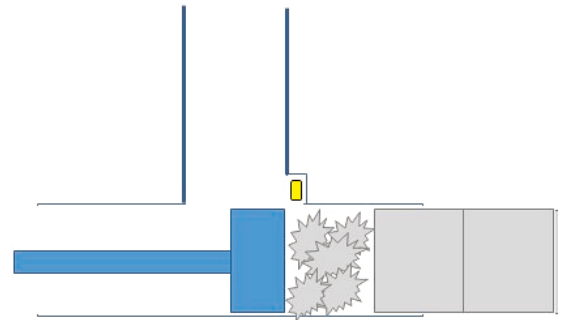
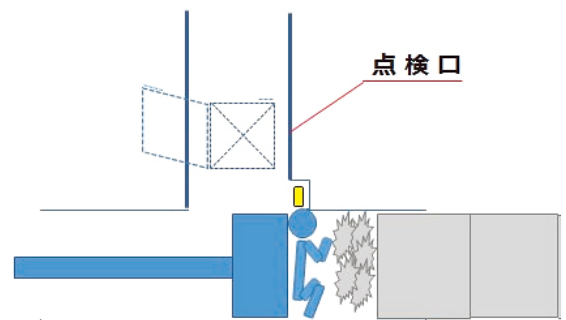


図 3



【おわりに】

今回紹介した災害のほかにも、機械の電源を落とさずそのまま清掃等を行い、機械に巻き込まれるケースは沢山あります。

機械の電源を落とし作業した後、再度復旧するやり方は、効率が悪いと考えてしまうからです。

しかし、そのことで命を失うリスクが生じるのであれば、効率は二の次に考えるべきです。

現在災害が発生していない作業についても、危険が潜んでいる可能性があります。災害が発生する前に、現在の作業方法について、安全なのか再検証していただければと思います。



最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・ 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・ 中小企業が利用できる
- ・ 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・ 設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 （賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・ 賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・ 中小企業と大企業が利用できる
- ・ 助成額は、1人当たり定額
- ・ 最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索



「年収の壁・支援強化パッケージ」

（鹿児島労働局雇用環境・均等室）

厚生労働省では、パート・アルバイトで働く方が年収の壁を意識せずに働ける環境づくりを後押しするため、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、様々な支援を行っております。

「106万円の壁」への対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、手取り収入を減らさない取組（※）を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円の支援をします。

（※）社会保険適用促進手当を支給（社会保険料の算定対象外）、賃上げによる基本給の増額、所定労働時間の延長

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

（1）手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 （社会保険適用促進手当）	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 （社会保険適用促進手当） 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

（2）労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

詳細はこちら



※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に（1）の取組による助成（20万円）を受けた後、2年目に（2）の取組による助成（30万円）を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

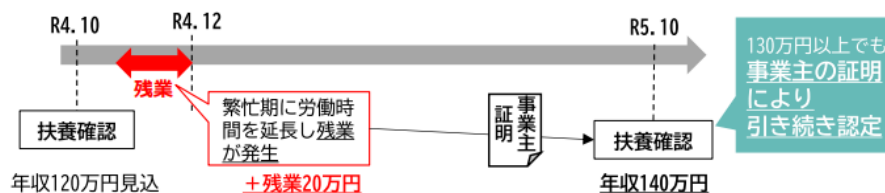
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

「130万円の壁」への対応

パート・アルバイトで働く方が繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

（例）毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



◆お問い合わせ先◆

・年収の壁突破・総合相談窓口  0120-030-045

（受付時間 平日8:30～18:15（土日祝除く））

・労働局 HP に特設ページも開設されていますので、ご活用ください。



鹿児島労働局特設ページ

第75回 全国労働衛生週間

令和6年10月1日～7日

推してます みんな笑顔の 健康職場

主唱 / 厚生労働省・中央労働災害防止協会

育児休業や短時間勤務の利用期間中の 業務代替を支援します

～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。

こちらのコースは、2024年1月1日以降に、育児休業（産後休業から引き続き休業する場合は、産後休業）または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に適用されます。

拡充 ① 育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。

（主な支給要件）

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 7日以上育児休業取得
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給
（最大125万円）

- | |
|--------------------------------------|
| ①業務体制整備経費：5万円
（育休1か月未満の場合は2万円） |
| ②手当支給総額の3/4（※1）
（上限10万円/月、12か月まで） |

※1 プラチナくるみん認定事業主は4/5に割増されます。

➤助成金の対象となるのは中小企業事業主のみです。

➤支給人数・年数の上限は、①～③の助成金を全てあわせて
・育児休業取得者と制度利用者の合計で1年度10人まで
・初回の対象者が出たから5年間
となります。

新設 ② 短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象となりました。

（主な支給要件）

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 1か月以上の短時間勤務利用
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給
（最大110万円）

- | |
|------------------------------------|
| ①業務体制整備経費：2万円 |
| ②手当支給総額の3/4
（上限3万円/月、子が3歳になるまで） |

拡充 ③ 育児休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合

代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。

（主な支給要件）

1. 代替要員を新規雇用または派遣で確保
2. 7日以上育児休業取得
3. 代替要員が業務を代替

代替期間に応じた額を支給（※2）

最短：7日以上14日未満	9万円
最長：6か月以上	67.5万円

※2 プラチナくるみん認定事業主は助成額が加算されます。
7日以上14日未満：11万円、6か月以上：82.5万円など

その他の詳細な申請要件や、申請書類等は、支給要領等をご確認ください。

（厚生労働省 HP）



【申請・お問い合わせ】

鹿児島労働局
雇用環境・均等室
(099-222-8446)

加算 一定の場合に助成金の支給額が加算されます

A. 有期雇用労働者加算

①～③の助成金の対象の育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が有期雇用労働者の場合に、支給額が10万円加算されます。

※業務代替期間が1か月以上の場合に限りです。

B. 育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を指定のサイト上で公表した場合、支給額が2万円加算されます。

※最初の1回に限り対象となります。

令和6年8月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況								
業種	年	令和6年 (8月末)		令和5年 (同月末)		対前年		
						増減数		増減率
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数 死亡者数
全産業		1,321	12	1,276	10	45	2	3.5% 20.0%
1 製造業		234	4	260	3	-26	1	-10.0% 33.3%
1 食料品製造業		152	3	149	2	3	1	2.0% 50.0%
4 木材・木製品製造業		15		13		2		15.4%
9 窯業土石製品製造業		9	1	16		-7	1	-43.8%
11～12 金属製品製造業		15		17		-2		-11.8%
13～15 機械機具製造業		21		30		-9		-30.0%
上記以外の製造業		22		35	1	-13	-1	-37.1% -100.0%
2 鉱業		1		8		-7		-87.5%
3 建設業		192	4	174	3	18	1	10.3% 33.3%
1 土木工事業		68	3	60	1	8	2	13.3% 200.0%
2 建築工事業		87	1	78	1	9		11.5%
3 その他の建設業		37		36	1	1	-1	2.8% -100.0%
4 運輸交通業		124	1	133		-9	1	-6.8%
1 鉄道・航空機業				1		-1		-100.0%
2 道路旅客運送業		9		10		-1		-10.0%
3 道路貨物運送業		115	1	122		-7	1	-5.7%
4 その他の運輸交通業								
5 貨物取扱業		14		12		2		16.7%
1 陸上貨物取扱業		5		6		-1		-16.7%
2 港湾運送業		9		6		3		50.0%
6 農林業		68	2	66	1	2	1	3.0% 100.0%
1 農業		34	1	40		-6	1	-15.0%
2 林業		34	1	26	1	8		30.8%
7 畜産・水産業		75		55		20		36.4%
8 商業		164		171	1	-7	-1	-4.1% -100.0%
1 卸売業		25		20		5		25.0%
2 小売業		126		136	1	-10	-1	-7.4% -100.0%
3 理美容業						-1		
4 その他の商業		13		14		-1		-7.1%
9 金融・広告業		11		10		1		10.0%
11 通信業		17		16		1		6.3%
12 教育・研究業		6		18		-12		-66.7%
13 保健衛生業		226		199		27		13.6%
1 医療保健業		88		83		5		6.0%
2 社会福祉施設		133		108		25		23.1%
3 その他の保健衛生業		5		8		-3		-37.5%
14 接客娯楽業		71		59		12		20.3%
1 旅館業		16		12		4		33.3%
2 飲食店		40		35		5		14.3%
3 その他の接客娯楽業		15		12		3		25.0%
上記以外の事業		118	1	95	2	23	-1	24.2% -50.0%
10 映画・演劇業								
15 清掃・と畜業		65		46		19		41.3%
16 官公署				2		-2		-100.0%
17 その他の事業		53	1	47	2	6	-1	12.8% -50.0%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		120	1	128		-8	1	-6.3%
第三次産業（8～17）		613	1	568	3	45	-2	7.9% -66.7%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めて集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

がん患者など長期療養者の就職支援について

鹿児島労働局職業安定課

医療技術の進歩や医療提供体制の整備等によって、がんの多くは治癒が期待できるようになり、がん患者の中にも社会で活躍している方が増えています。一方で、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望する方への支援が社会的課題となっています。

このため、「ハローワークかごしま」では、専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院での出張相談や個々の治療状況等を踏まえた職業相談・職業紹介の実施など、医療機関と連携した就職支援を行っています。

手術等の治療が一段落後も、術後の抗がん剤投与等に伴う通院や、2～3か月に1回程度の経過観察による通院を必要とする方々の就職を支援するため、仕事と治療の両立が可能な求人のお申込みについて、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

〔がん診療連携拠点病院〕
鹿児島大学病院、相良病院、いまきいれ総合病院
鹿児島医療センター、鹿児島市立病院

出張相談等
就職希望者の誘導等

ハローワークかごしま
（就職支援ナビゲーター）

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和6年7月分】

県内有効求人倍率	1.13倍（前月比0.02P減少）
全国平均有効求人倍率	1.24倍（前月比0.01P増加）
県内正社員有効求人倍率	1.05倍（前年同月と同率）
全国正社員有効求人倍率	0.99倍（前年同月比0.02P減）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人の動きに弱さがみられます。物価上昇等が雇用と与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【人材開発支援助成金】

事業主が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識や技能の習得をさせるための訓練を実施させた場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

- ①人材開発支援コース <厚生労働省ホームページ> ↓
- ・職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を実施
- ②人への投資促進コース
- ・サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施
 - ・デジタル人材を育成するための訓練の実施
- ③事業展開等リスティング支援コース
- ・新しい事業展開やデジタル化・脱炭素化に取り組むために必要な訓練の実施

ご相談は職業対策課助成金第2係（☎099-219-5101）へ





Góc tư vấn lao động cho người nước ngoài (Tiếng Việt)



外国人労働相談コーナー（ベトナム語）

Làm sao đây ? ! ! (どうしよう)

Bạn phân vân, bất an, muốn đặt câu hỏi liên quan đến các vấn đề lao động : Hợp đồng lao động, mức lương tối thiểu, tăng ca, tai nạn,...

労働契約・最低賃金・残業・労災などの労働条件に関する質問・疑問・悩み



Đừng lo lắng một mình, hãy liên lạc và thảo luận với chúng tôi !!!



（一人で悩まないで気軽にご相談ください）



Phòng Giám sát - Cục Lao động Kagoshima Góc tư vấn lao động cho người nước ngoài

鹿児島労働局監督課外国人労働相談コーナー

Nội dung tư vấn (相談内容)

Tư vấn các vấn đề liên quan đến lao động như điều kiện lao động, tai nạn lao động, tiền lương chưa được thanh toán, ngày nghỉ có lương...

労働条件、労働災害、未払い賃金、有給休暇などに関する相談を受付けています。



**Thời gian
開設日時**

Thứ tư hàng tuần 9:00 ~ 16:30
毎週の水曜日 9時00分～16時30分

TEL:

099-216-6100

**Địa chỉ
所在地**

〒892-8535
Kagoshimashi Yamashitachou 13-21
Kagoshima Goudouchousha Tầng 2
鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

中退共 小企業退職金共済制度

(A 退職金制度導入編)
《事業主向け》



中退共制度は中小企業の事業主が、
従業員の退職金を計画的に準備できる、国の退職金制度です。

さらにわかりやすい！中退共制度についての詳しい解説はホームページへ！



中退共

検索

詳しい資料はホームページからご請求ください。
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL. 03-6907-1234 FAX. 03-5955-8211



独立行政法人労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

(2021.08)

雇用の問題 お悩み解決のためのサポートをします！

早期退職を募らなくてはいけなくなりました。
従業員の次の就職先を見つけたい。

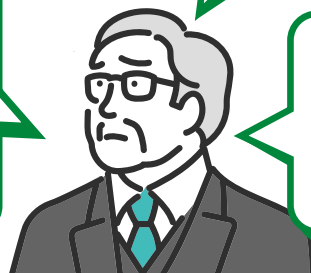
一時的に社員の仕事が
なくなってしまう。
そんな時どうすればいいの？

ハラスメント防止など社員教育に課題があり、
セミナーの必要性は感じているが、
なかなか手が回らない。

採用って難しい。
一回二回の面接では判断できない。
当社に合う方を紹介してくれたら助かるのに。

他社ではどのように
取り組んでいるのか？
他社に出向してもらって、
広い視野を持ってもらい、
当社の業務改善につなげたい。

定年を迎える社員。
能力も高く経験も豊富なのに、
引退してしまうのはもったいない。
まだまだ社会に貢献できるのに。



安心のサポート

下記の都道府県事務所にお問い合わせ下さい



産業雇用安定センターとは？



1987年（昭和62年）、労働省（当時）、日経連、産業団体などが協力して、「失業なき労働移動」を支援する公的機関として設立。以来30余年にわたり、再就職・出向などによる企業間の労働移動をサポートします。

全国の労働局・
ハローワークと連携

全国47都道府県に
事務所を設置

相談・紹介・仲介・
斡旋の費用は無料

設立以来、
25万人の再就職・
出向の支援実績

1人の求職者に一人の
コンサルタントが
マンツーマンでサポート

www.sangyokoyo.or.jp

産業雇用

検索



公益財団法人 産業雇用安定センター 鹿児島事務所

〒890-0053 鹿児島市中央町26-18 南日本中央ビル4階

TEL 099-812-9551

FAX 099-258-9101



働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

さんぽセンター からのご案内

鹿児島産業保健総合支援センター

良い睡眠で働く人のメンタル不調を予防しよう！

メンタルヘルス対策
セミナー

日 時：令和6年10月23日（水）14時～16時30分（予定）

会 場：Li-Ka1920 5階 貸会議室B（鹿児島市中央町19-40）

内 容：【第1部】「働く人」と睡眠

講師：鹿児島産業保健総合支援センター
産業保健相談員 長友 医継 先生

【第2部】ストレスすっきり！となる視点

講師：鹿児島産業保健総合支援センター
メンタルヘルス対策・両立支援促進員（社会保険労務士）

【その他】働く人と職場における勤務間インターバル制度の価値

厚生労働省 令和6年度 勤務間インターバル制度研修講師派遣事業

参加
無料



対 象 者：事業者、人事労務担当者など

定 員：30名（定員に達し次第締切）

申込期限：令和6年10月20日（日）

申 込：ホームページ、右記2次元コード

<https://ssl.formman.com/t/rtbm/>



注意

Li-Ka1920施設内に
駐車場はありません。
当セミナーは、隔地駐車場
（Li-Ka南国パーキング）の
サービス対象外となります。

職場の
メンタルヘルス対策で
お困りではありませんか？

さんぽセンターのメンタルヘルス対策支援内容（一部）

●メンタルヘルスに関する教育研修

労働者のメンタル不調を早期に発見して改善するため、管理監督者向けのメンタルヘルス教育（**ラインケア研修**）や、若年労働者向けのメンタルヘルス教育（**セルフケア研修**）を行っています。

●心の健康づくり計画の策定

労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく「心の健康づくり計画」の策定等について支援します。

●ストレスチェック制度に係る支援

ストレスチェック制度の導入に際して、事業場の状況にあった具体的な進め方等について支援します。

●メンタル不調者の職場復帰支援（職場復帰支援プログラムの策定等）

メンタルヘルス不調で休業している労働者が円滑に職場復帰するために、職場復帰支援プログラムの策定等について支援します。



詳細はHPをご覧ください▶▶▶

鹿児島産保 メンタル

検索

独立行政法人
労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002

HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>



さんぽ
センター

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93～95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →



労働安全衛生法に基づく 令和6年度鹿児島地区出張特別試験 結果発表

（公社）鹿児島県労働基準協会

本年8月に実施した令和6年度鹿児島地区出張特別試験の結果が公益財団法人安全衛生技術試験協会九州安全衛生技術センターから発表されましたのでお知らせします。

労働安全衛生法に基づく免許試験は、九州安全衛生技術センター（久留米市）で実施されていますが、鹿児島県労働災害防止団体連絡協議会の協力を得て、定期的に鹿児島市と奄美市で実施しています。

【令和6年度鹿児島地区出張特別試験結果】

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
第一種衛生管理者	376	124	33.0%
第二種衛生管理者	274	118	43.1%
★クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕	27	14	51.9%
★移動式クレーン運転士	15	3	20.0%
★揚貨装置運転士	13	6	46.2%
潜水士	60	42	70.0%
一級ボイラー技士	37	13	35.1%
二級ボイラー技士	206	97	47.1%
ボイラー整備士	19	14	73.7%
合 計	1,027	431	42.0%

※本試験は、学科試験であり★印の試験は実技試験を伴う。

第83回

全国産業安全衛生大会



令和6年

11月13日水 15日金

開催期間

オンライン限定プログラム視聴期間：令和6年11月13日(水)～29日(金)
(※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません)

会場

総合集会：広島県立総合体育館
(広島グリーンアリーナ)

分科会：広島国際会議場

広島市文化交流会館・JMSアステールプラザ

参加費

一般 1名 16,500円 (税込)

中災防賛助会員 1名 8,250円 (税込)

同時開催

緑十字展2024 広島県立広島産業会館

参加申込
6月上旬より
受付開始

総合集会 特別講演



『熟達しつづけるために』

Deportare Partners 代表
元陸上選手

為末 大氏

インターネットでのお申込みは特設ウェブサイト（サイトオープンは5月上旬）から。
 詳しくは中災防ホームページ（<https://www.jisha.or.jp/taikai/>）をご覧ください。

【主催】中央労働災害防止協会
 【協力】公益社団法人 広島県労働基準協会・中国ブロック各労働基準協会
 【協賛】各都道府県労働基準協会（連合会）、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
 港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
 【後援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、広島県、広島市、
 一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、
 一般社団法人中国経済連合会、広島県経営者協会、広島県商工会議所連合会、広島県工会議所、
 広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会広島県連合会、
 一般社団法人広島県医師会、広島県社会保険労務士会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、
 公益社団法人日本保安用品協会（順不同／予定、申請中含む）

全ての働く人々に安全・健康を～ Safe Work, Safe Life ～

JISHA 中災防
 Japan Industrial Safety & Health Association



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事務局
 TEL：03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

主催：中央労働災害防止協会

協力：（公社）鹿児島県労働基準協会

安全衛生スタッフ向け

リスクアセスメント実務研修

○リスクアセスメントの導入及び実施体制の整備に中心的役割を果たす安全衛生スタッフの方を対象として、リスクアセスメントの考え方、実施方法、仕組み作り等に関する研修を開催します。是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

○本研修を修了した方は、厚生労働省通達「労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修実施要領」（平成12年9月14日付基発第577号）のリスクアセスメント担当者研修を修了したものと認められます。

1 日 時 令和6年11月19日（火） 9:00～17:00

2 会 場 オロシティホール 二階大会議室（鹿児島市御本町6-12）

3 内 容 【カリキュラム】（都合により変更する場合があります）

時 間	内 容	時 間	内 容
9:00～ 9:10	開講、オリエンテーション	13:20～13:50	【講義】リスクアセスメントの手法その2 対象の選定 情報の入手 ハザードの特定（労働災害に至るプロセス）
9:10～10:40	【講義】OSHMS におけるリスクアセスメントの目的と意義 OSHMS の概論、リスクアセスメントの基本 ビデオ上映	13:50～14:20	【演習】ハザードの特定、リスクの見積り
10:50～11:40	【講義】リスクアセスメントの手法その1 リスクの見積り方法 リスク低減のための優先度の設定	14:30～15:00	【講義】リスクアセスメントの手法その3 リスク低減措置の検討と実施
11:40～12:40	昼食・休憩	15:00～15:35	【演習】リスクの除去・低減措置の検討
12:40～13:20	【演習】リスクの見積り、優先度の設定	15:45～16:55	【講義】リスクアセスメントの手法その4 導入から運用まで
		16:55～17:00	質疑応答、修了証授与、閉講

4 対 象 ○安全衛生スタッフ、安全衛生担当者などこれからリスクアセスメントの仕組みを構築することに参画する事務局担当者（リスクアセスメントの導入及び実施体制の整備において、中心的な役割を果たす方）

5 定 員 40名

6 参加費

区 分	受講料	備 考
会 員（注1）	31,680円	参加費は1名分で資料代、消費税10%を含みます。 （昼食は各自準備願います。）
一般（非会員）	35,200円	

（注1）会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

7 修了証 閉会時に修了証を交付します。

8 申込締切日 11月14日（木）まで（期限までに定員になりました場合は締切ります）

9 申込方法 ※本年度から中央労働災害防止協会のHPでWeb申込をお願いします。

① 中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターのHP

→安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修を選択

→Web申込・残席確認→鹿児島会場を選択後、Web申込

② 会員、一般（非会員）の取扱いにつきましては、下記の通り入力をお願いします。

・中災防会員についての欄で中災防の会員の場合→正会員又は賛助会員を選択
中災防の非会員の場合→非会員（一般）を選択

・鹿児島県労働基準協会会員の場合→上記で非会員（一般）を選択後、
通信欄に鹿児島県労働基準協会の会員と記入

・鹿児島県労働基準協会非会員の場合→上記で非会員（一般）を選択のみ

③ 受講票は中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターからメールにて送付されます。

④ 参加費は、Web申し込み後、下記銀行に振込み願います。

請求書が必要な方は、選択欄で希望するを選択して下さい。

●振込先

福岡銀行 奈良屋町支店
普通預金 口座番号1163225
口座名 中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664

●振込手数料は貴社にてご負担願います。

●お申込み後に参加を取り消される場合は、下記のキャンセル料がかかります。

1. 開催日から起算して7日前から前日…受講料の30%

2. 開催日当日…受講料の100% なお、返金に係る手数料（+キャンセル料）を差し引いた額が返金となります。



○お問合せ先

中央労働災害防止協会

九州安全衛生サービスセンター

TEL:092-437-1664

FAX:092-437-1669

令和6年12月 講習開催のご案内（10月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市セツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 12/2～6 【科目免除者】 12/2～3	10/7 【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)
	玉 掛 け	12/9～11	10/15 【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者	12/11～13	10/15 会員 21,340円 一般 22,110円	
	[普通自動車運転免許証等写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	12/16～17	10/21 【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
	石 綿 作 業 主 任 者	12/19～20	10/21 会員 15,620円 一般 16,280円	
	ガ ス 溶 接	12/25～26	10/28 会員 11,550円 一般 11,880円	
実 技 教 習	移動式クレーン運転実技教習 (5 t 以上) [実技免除]	12/16～20	10/21 【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特 別 教 育	巻 上 げ	12/2～3	10/7 会員 15,620円 一般 18,920円	
	フ ル ハ ー ネ ス 型 墜 落 静 止 用 器 具	12/4	10/7 会員 10,725円 一般 11,825円	
	研削といし（自由研削用）	12/9	10/15 会員 11,220円 一般 12,320円	
	低 圧 電 気 取 扱 い	12/10～11	10/15 会員 16,170円 一般 19,470円	
	ロ ー ラ ー 運 転	12/23～24	10/28 会員 17,160円 一般 20,460円	
そ の 他	職 長 教 育	12/16～17	10/21 会員 12,980円 一般 16,280円	
	衛 生 推 進 者	12/25	10/28 会員 8,470円 一般 8,800円	※会場はオロシティーホールとなります。

- 〈備考〉 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むには予約が必要です。
2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。
3 予約可能日時は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30～17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
4 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。また、案内書をお取り寄せください。

化学物質管理者講習（取扱事業場向け）

化学物質管理者講習Web申込

検索

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受講料 納入期限	会場	受講対象者
11/12	10/9～11	非会員事業場 14,080円 会員事業場 12,980円	10/16	オロシティーホール	化学物質を取り扱う事業場等（製造 事業場を除く）で化学物質管理者と して職務を担う方

- 〈備考〉 1 会員事業場が非会員事業場の受講料で申込みをされた場合は、受講料の返金はできません。
2 Web申込時は顔写真、本人確認書類等の準備が必要です。
3 Web申込は受付開始日以降に可能となります。受付時間は終日です。
4 定員（70名）に達した場合はWeb申込は終了となります。
5 詳細につきましては、ホームページ『化学物質管理者講習Web申込』をご覧ください。